

平成22年9月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(レ)第31号 不当利得返還請求控訴事件(原審・倉敷簡易裁判所平成21年(ハ)第1123号)

口頭弁論の終結の日 平成22年7月30日

判 決

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

控 訴 人	アイフル株式会社
同代表者代表取締役	福田 吉 孝
同訴訟代理人支配人	江 島 秀 雄
同	寺 澤 辰 也
同	山 下 一 幸

被 控 訴 人
主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、貸金業者である控訴人との間で金銭の借入れと返済を繰り返してきた被控訴人が、返済金につき利息制限法所定の制限利率を超える部分(以下「制限超過部分」という。)を元本に充当すると、過払金が発生しているとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金5万1172円及びこれに対する平成21年10月16日まで民法所定の年5分の割合による

利息金2万0159円の合計金7万1331円と同月17日から支払済みまで同割合による同利息の支払を求めた事案に係る控訴事件である。

本件の争点は、控訴人が民法704条でいう「悪意の受益者」にあたるか、現存利益がどの程度か及び過払利息の発生時期にあるところ、原審は、控訴人は悪意の受益者であり、過払金の発生時に利息が発生するとして、被控訴人の請求を全部認容する旨の判決を言い渡した。

これに対して、控訴人が上記判断を不服として控訴したのが本件である。

1 前提事実

当事者間に争いが無い事実に加え、証拠と弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) 控訴人は、貸金業を営む株式会社であり、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律）の登録を受けた貸金業者である（弁論の全趣旨）。
- (2) 被控訴人は、控訴人との間で金銭消費貸借契約を締結し、利息制限法1条1項所定の利息の制限利率を超過する利息の約定で、平成8年3月11日から平成13年11月29日までの間、原判決別紙「計算書」（以下「別紙計算書」という。）の「取引日」欄記載の日に「借入額」欄記載の金員を借入れ、「返済額」欄記載の金員を返済し、継続的に取引を行った（以下「本件取引」という。）（甲1）。
- (3) 本件取引につき、制限超過部分を元本に充当して計算し直すと、別紙計算書のとおり、平成13年11月29日の時点で5万1172円の過払金が生じていた（甲1）。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

- (1) 悪意の受益者、現存利益

（被控訴人の主張）

ア 控訴人が「悪意の受益者」でないと認められるためには、行政庁から処

分を受けたことがないことのみならず，個々の取引について，平成18年法律第115号による改正前の貸金業法（以下「旧貸金業法」という。）43条1項の要件を満たしていることを立証すべきである。本件において，控訴人は，旧貸金業法17条1項及び18条1項に規定する書面（以下「17条書面」，「18条書面」という。）を交付したことについて具体的な主張立証をしていない。したがって，控訴人は「悪意の受益者」である。

イ 控訴人が「悪意の受益者」である以上，現存利益の範囲については問題とならない。

（控訴人の主張）

ア 本件において，控訴人は，旧貸金業法43条1項の適用があるとの主張はしない。しかしながら，控訴人は，17条書面，18条書面を交付する態勢を常に整えており，各顧客に対してかかる書面の交付をその都度行っていた。控訴人は，書面不備を理由に行政処分を受けたことは一度もない。

本件取引において，17条書面，18条書面を交付していたことについては，乙13（ATMジャーナル），乙14（再発行伝票綴り）が示すとおりであり，被控訴人が，控訴人営業所設置ATM（以下「控訴人ATM」という。），控訴人提携先設置ATM（以下「提携先ATM」という。），控訴人営業店窓口を利用して取引を行う都度，控訴人は17条書面，18条書面を交付していた。

したがって，制限超過部分を利息の債務の弁済として受領するにあたり，控訴人は同項の適用があるとの認識を有しており，かつ，控訴人にはそのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情が認められるから，民法704条の「悪意の受益者」ということはできない。

イ また，毎年支払ってきた法人税額は制限超過部分の45パーセント程度に相当し，制限超過部分のうち45パーセント程度は法人税の原資となっ

ていたのであるから、現存利益は過払金の55パーセントである。

よって、控訴人は、過払元金の55パーセントのみ被控訴人に返還すれば足りるのである。

(2) 過払利息の発生時期

(被控訴人の主張)

過払利息は、過払金発生時から発生する。

(控訴人の主張)

仮に控訴人が「悪意の受益者」であるとしても、受ける利益が確定するのは取引終了日以降であるから、過払利息は、取引終了日の翌日から発生すると解すべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (悪意の受益者, 現存利益) について

(1) 控訴人が、制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき旧貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、控訴人は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである。

これを本件についてみるに、控訴人は、本件取引については旧貸金業法43条1項の要件である17条書面、18条書面をその都度交付していたことについて立証するために、乙13(ATMジャーナル)、乙14(再発行伝票綴り)を書証として提出している。しかしながら、乙13は、本件取引のうちの一部についてATMでの取引が行われたことを示すものにすぎず、乙14は、あくまで再発行伝票であるから、本件取引の都度、実際に書面が交付されたか否かについては、乙14によって明らかになるものではない。

控訴人は、17条書面、18条書面を交付する態勢を常に整えており、被

控訴人が、控訴人ATM、提携先ATM、控訴人営業店窓口を利用して取引を行う都度、17条書面、18条書面を交付していたと主張する。しかしながら、本件取引に際し、どのような形態を利用した借入れ、返済が行われていたかについては、証拠上すべては明らかになっておらず、被控訴人が、控訴人ATM、提携先ATM、控訴人営業店窓口のみを利用して借入れや返済を受けていたとまでは認められない。よって、控訴人が本件取引に際し、借入れや返済の都度書面を交付していたかについては、証拠上明らかでない。

したがって、控訴人は、本件取引について、旧貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、控訴人にはそのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるということとはできない。

- (2) 以上のとおりであるから、控訴人は「悪意の受益者」というべきであり、現存利益の有無にかかわらず、その受けた利益である過払金に利息を付して被控訴人に返還すべき義務がある。

2 争点(2) (過払利息の発生時期) について

控訴人は、過払金に対する民法704条前段所定の利息は取引終了日の翌日から発生すると主張する。

しかしながら、金銭消費貸借の借主が利息制限法1条1項所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない。このことは、金銭消費貸借が、貸主と借主との間で継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものであって、当該基本契約が過払金が発生した当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった本件取引のような場合でも、異なるところはないと解するのが相当である。

したがって、控訴人の上記主張は採用できず、控訴人は被控訴人に対し、過払金発生時から過払利息を支払うべきなのである。

- 3 上記認定判断したところに従い計算すると、別紙計算書のとおり、平成21年10月16日の時点で過払金5万1172円、利息金2万0159円が生じることとなる。

第4 結論

以上によれば、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 山 口 浩 司

裁判官 世 森 亮 次

裁判官 琴 岡 佳 美

これは正本である。

平成 22 年 9 月 14 日

岡山地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 岩 藤 忠 雄

(印訴 340)